

公 表 第 7 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 島原修一及び大脇久和 並びに前任久留米市監査委員 田中多門及び寺崎いわおが実施したものです。

平成21年6月25日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	八 尋 義 伸
久留米市監査委員	本 村 英 幸

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課 等 内 訳	期 間
商工労働部	総務、商工政策課、新産業創出支援課、 まちなか再生室、企業誘致推進課、労政課、 競輪事業課	平成21年4月14日 ～ 5月29日
環 境 部	総務、環境政策推進課、リサイクル推進室、 廃棄物指導課、環境保全室、斎場、業務課、 建設課、施設課	平成21年4月21日 ～ 5月29日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成20年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

〔商工労働部〕

新行政改革行動計画の取組項目である「シルバー人材センターの運営効率化の推進」については、合併後様々な取組がなされているが、団塊の世代の大量退職や昨今の景気悪化などにより、センター運営が厳しい状況にあると推測される。こうした状況を踏まえながら、設立趣旨に沿った安定経営のため、中長期計画を策定し、財政状況を見据えた上で、効果的な運営を目指すよう所管部局として努力されたい。

〔環境部〕

前回の監査でも指摘したが、新一般廃棄物(ごみ)中間処理施設建設事業については、いろいろと努力されているものの、結果的には当初計画からほとんど進んでいない状況にあり、現処理施設の耐用年数からすると喫緊の重要課題である。

本事業には様々な課題があることは理解できるが、一刻の猶予もできない時期にきているので、関係各位の協力を仰ぎながら、一日も早い事業の実現に向けなお一層の努力をされたい。

財務監査

〔時間外勤務等の命令事務〕

時間外勤務時間数の算定を誤り、手当の過払いが生じているものがある。《戻入済》(商工労働部)

〔臨時職員賃金支給事務〕

臨時的任用職員の賃金について、遅刻及び早退の時間数を誤って算定したことにより、支払額を誤っているものがある。《戻入済》(商工労働部)

〔契約事務〕

- 1 入札実施伺に入札保証金の免除理由及び適用条項が明記されないまま、保証金を免除しているものがある。(商工労働部)
- 2 契約の締結伺に、契約保証金免除の根拠及び適用理由等が明記されないまま、納付を免除しているものがある。(商工労働部、環境部)
- 3 契約書及び請書に、契約内容として必要な位置図や仕様書が添付されていないものや、請書に添付した図面が一体化されていないものがある。(商工労働部、環境部)